

令和2年1月8日

第1回定例北見市教育委員会議案

北見市教育委員会

令和2年第1回定例北見市教育委員会付議事件一覧

議案番号	件名	ページ
報告第1号	令和元年第3回定例北見市議会の経過について	1
議案第1号	学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について	2
議案第2号	北見市常呂町カーリングホール管理規則の一部を改正する規則について	4

報告第1号

令和元年第3回定例北見市議会の経過について

令和元年第3回定例北見市議会の経過について、次のとおり報告する。

令和2年1月8日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀 亮 司

議案第1号

学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）の指定について

北見市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校について次のとおり指定する。

令和2年1月8日提出

北見市教育委員会
教育長 志賀 亮 司

令和元年度 学校運営協議会設置申請校

学校名	指定年月日	共同設置	共同設置校
温根湯小学校	R2.2.3	○	温根湯中学校
温根湯中学校	R2.2.3	○	温根湯小学校

議案第 2 号

北見市常呂町カーリングホール管理規則の一部を改正する規則について

北見市常呂町カーリングホール管理規則の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月 8 日提出

北見市教育委員会
教育長 志 賀 亮 司

北見市常呂町カーリングホール管理規則の一部を改正する規則

北見市常呂町カーリングホール管理規則(平成18年教育委員会規則第43号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北見市カーリングホール管理規則

第1条中「常呂町」を削る。

第2条第1号中「1回券」を「北見カーリングホール 1回券」に、「別記様式第1号」を「(別記様式第1号)」に改め、同条第2号中「回数券」を「常呂カーリングホール 1回券」に、「別記様式第2号」を「(別記様式第2号)」に改め、同条に次の2号を加える。

(3) 北見カーリングホール 回数券(別記様式第3号)

(4) 常呂カーリングホール 回数券(別記様式第4号)

第3条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第5号」に改め、同条第3項中「別記様式第4号」を「別記様式第6号」に改める。

第3条の2第2項中「(別記様式第5号)」を削り、「。」の次に「備品利用券の様式は、次のとおりとする。」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 北見カーリングホール 備品利用券(別記様式第7号)

(2) 常呂カーリングホール 備品利用券(別記様式第8号)

第4条第1項中「別記様式第6号」を「別記様式第9号」に改め、同条第3項中「別記様式第7号」を「別記様式第10号」に改める。

第5条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第11号」に改める。

第6条第1項中「別記様式第9号」を「別記様式第12号」に改め、同条第2項中「別記様式第10号」を「別記様式第13号」に改める。

別表第1中

「

品名	単位	利用料金(1人1回)
ブラシ、靴及びスライダー	1セット	120円
防寒着(上下)	1着	400円

」

を

「

品名	単位	利用料金(1人1回)
ブラシ、靴及びスライダー	1セット	120円

防寒着(上下)	1 着	400 円
システム機器	1 機器	2,500 円

に改める。

別表第 2 中

「

区分	単位	利用料金	
		暖房	冷房
会議室 1	1 時間	40 円	10 円
会議室 2	1 時間	140 円	40 円
会議室 3	1 時間	70 円	40 円

」

を

「

施設名	区分	単位	利用料金	
			暖房	冷房
北見カーリングホール	会議室	1 時間	140 円	90 円
常呂カーリングホール	会議室 1	1 時間	40 円	10 円
	会議室 2	1 時間	140 円	40 円
	会議室 3	1 時間	70 円	40 円

」

に改める。

別記様式第 1 号中「1 回券」を「北見カーリングホール 1 回券」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 2 号中「回数券」を「常呂カーリングホール 1 回券」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 3 号中「(第 3 条関係)」を「(第 2 条関係)」に改め、同様式中「カーリングホール利用許可申請書」を「北見カーリングホール 回数券」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 4 号中「(第 3 条関係)」を「(第 2 条関係)」に改め、同様式中「カーリングホール利用許可書」を「常呂カーリングホール 回数券」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 5 号中「(第 3 条の 2 関係)」を「(第 3 条関係)」に改め、同様式中「備品利用券」を「カーリングホール利用許可申請書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 6 号中「(第 4 条関係)」を「(第 3 条関係)」に改め、同様式中「カーリングホール利用料金減免申請書」を「カーリングホール利用許可書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 7 号中「(第 4 条関係)」を「(第 3 条の 2 関係)」に改め、同様式中「カーリングホール利用料金減免承認書」を「北見カーリングホール 備品利用券」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 8 号中「(第 5 条関係)」を「(第 3 条の 2 関係)」に改め、同様式中「カーリングホール利用料金還付申請書」を「常呂カーリングホール 備品利用券」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 9 号中「(第 6 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改め、同様式中「カーリングホール特別施設等承認申請書」を「カーリングホール利用料金減免申請書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 10 号中「(第 6 条関係)」を「(第 4 条関係)」に改め、同様式中「カーリングホール特別施設等承認書」を「カーリングホール利用料金減免承認書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

[別紙参照]

別記様式第 10 号の次に次の 3 様式を加える。

別記様式第 11 号(第 5 条関係)

カーリングホール利用料金還付申請書

[別紙参照]

別記様式第 12 号(第 6 条関係)

カーリングホール特別施設等承認申請書

[別紙参照]

別記様式第 13 号(第 6 条関係)

カーリングホール特別施設等承認書

[別紙参照]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、北見市常呂町カーリングホール条例の一部を改正する条例(令和元年条例第 23 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に発行されている回数券の効力は、改正後の北見市カーリングホール管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。